

第1回 安全・安心が持続可能な河川管理のあり方検討委員会

< 河川管理の現状と課題 >

- 1 . 河川と洪水、気象の特徴
- 2 . 洪水・地震による被害の特徴
- 3 . 河川整備の状況と予算関係
- 4 . 各河川それぞれ異なる特徴
- 5 . 出水時の対応
- 6 . 災害発生時の緊急対応
- 7 . 水防団による水防活動及びその支援
- 8 . 災害発生時の緊急対応
(広域的な支援)
- 9 . 河川管理施設の操作
- 10 . 確実かつ円滑な避難の確保のための取り組み
- 11 . ストックの適正な維持管理
(堰、排水機場、水門等の構造物)
- 12 . ストックの適正な維持管理(ダム)
- 13 . ストックの適正な維持管理
(管理延長の長い堤防)
- 14 . ストックの適正な維持管理
(堤防管理・施設管理)
- 15 . 日常管理(『見つける』)
- 16 . 日常管理(堤防巡視の例)
- 17 . 日常管理(護岸等の巡視の例)
- 18 . 日常管理(マクロな河道の巡視の例)
- 19 . 河川調査等基礎情報の蓄積・評価及び点検
- 20 . 河川区域内の利用状況と安全確保
- 21 . 河川管理上支障となる行為への対応
- 22 . 河川管理上支障となる土地の占用及び工作物
への対応
- 23 . 河川環境の空間的把握
- 24 . 河川環境(水量、水質、動植物等)
- 25 . 市民団体等との連携
- 26 . 訴訟案件の概要(1)
- 27 . 訴訟案件の概要(2)
- 28 . 【参考】管理対象としての河川の特性
- 29 . 【参考】危機管理にかかる関連法

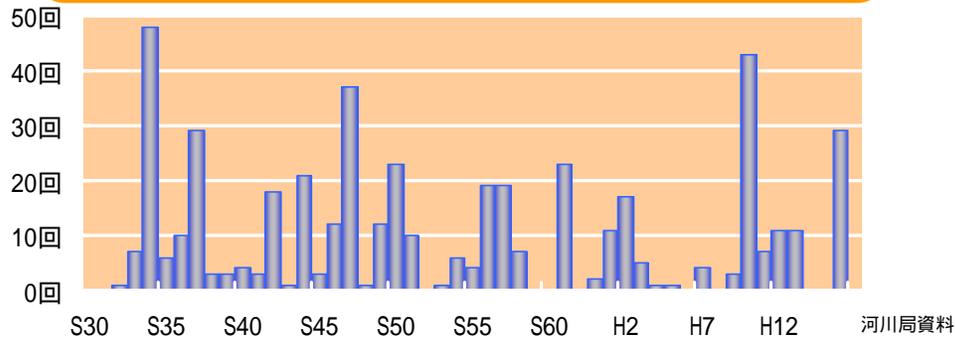
2. 洪水・地震による被害の特徴

河川整備の進展にもかかわらず、近年でも集中豪雨等により、各地で破堤等の重大な被害が相次ぎ発生。都市部においては、地下施設への浸水など新たな課題も顕在化。

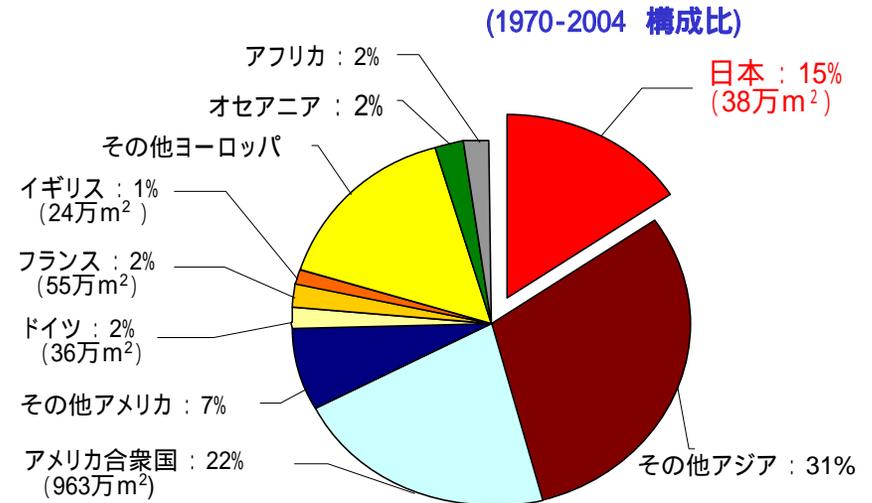
我が国は災害に対して脆弱な国土、自然災害の被害額も諸外国に比べ、非常に多いことが特徴。

大規模地震の相次ぐ発生、東海地震、東海・東南海地震、千島海溝・日本海溝地震の発生などの懸念。

過去の破堤回数 (国管理、都道府県等管理河川の合計)



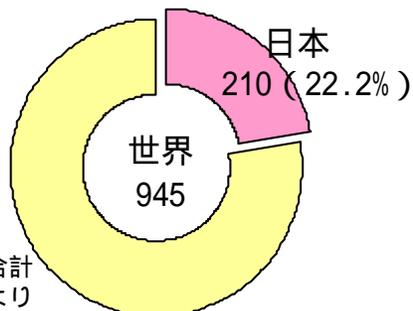
自然災害被害額の国際比較



ルーベン・カトリック大学災害症害研究センター (CRED) 資料より作成

日本の国土面積は、世界の0.25% (カッコ内は国土面積)

マグニチュード 6.0以上の地震回数



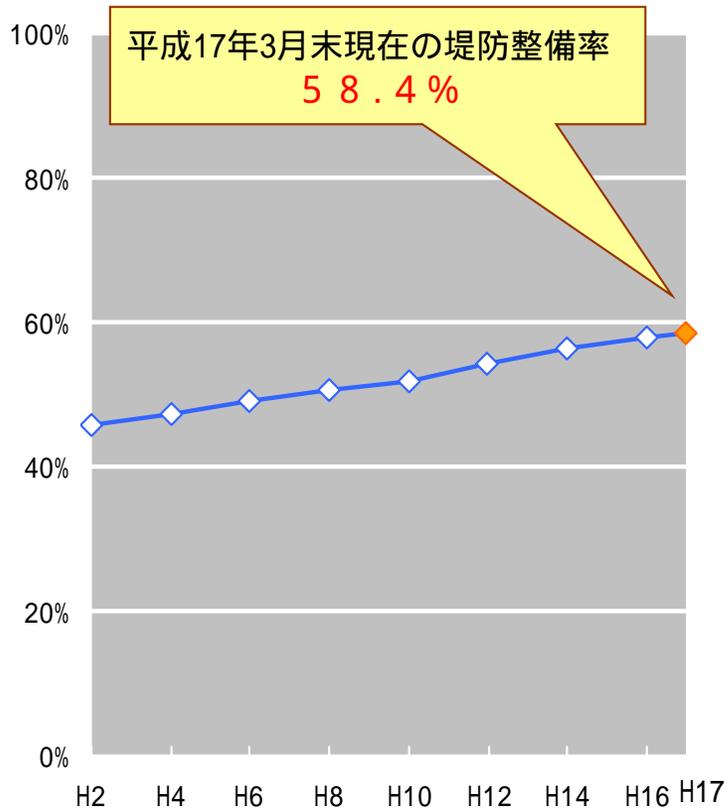
H7~16の合計 防災白書より



3. 河川整備の状況と予算関係

洪水を安全に流下させるための河川整備は、まだまだ途上段階。
 厳しい財政事情等により、治水関係事業費も年々減少。

国管理河川の堤防整備率

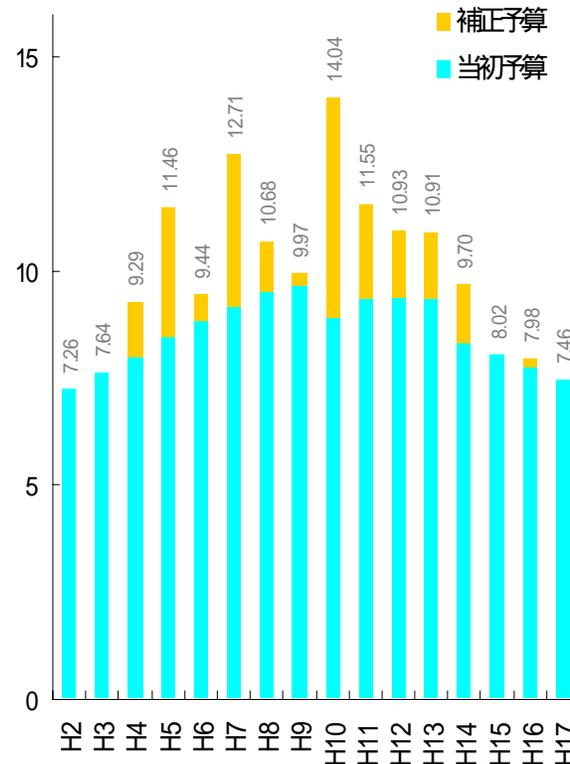


$$\text{堤防整備率 (\%)} = \frac{\text{完成堤防延長}}{(\text{堤防延長} - \text{堤防整備不要区間延長})} \times 100$$

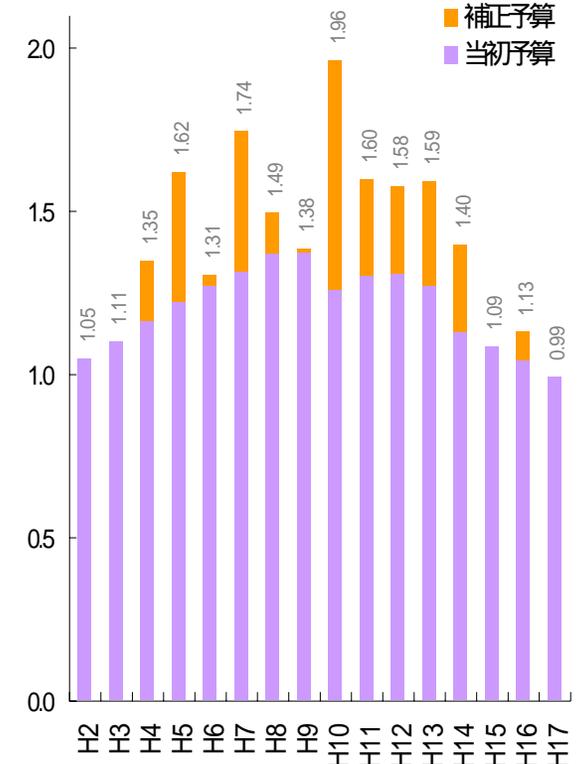
注) 堤防延長等に関するデータは河川便覧 2004 による

公共事業関係予算の推移

一般公共事業予算



治水関係予算



(国費ベース・兆円)

災害復旧に係る費用を含んでいない。

道路関係社会資本住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を含む。

国土交通省資料

4 . 各河川それぞれ異なる特徴

河川の上流部・中流部・下流部、あるいは地形・地質により、その形状・形態は大きく変わり、異なる特徴を呈する。

河道内への土砂堆積の状況、樹木の繁茂状況など、地形・地質等を反映し、地域固有の特性がある。市街地化及び周辺地域の開発状況などによっても、河川の表情は千差万別。

大都市を流れる河川

荒川下流部



墨田区, 江東区

淀川下流部



大阪市此花区

河川の形状、形態

河口部に三角州を形成する太田川



広島市

堀込河川となっている堀川



名古屋市 中村区

地方都市を流れる河川

土岐川中流部



岐阜県多治見市

千曲川中流部



長野県飯山市

山間狭窄部での急流、留萌川



北海道留萌市

田園地域を緩やかに流れる吉田川



宮城県大郷町, 鹿島台町

山間地域を流れる河川

川内川



鹿児島県湧水町

江の川



鳥根県美郷町

土砂の堆積がみられる河川

大和川



大阪市住之江区, 湊市

斐伊川



鳥根県出雲市

5 . 出水時の対応

堰、水門・樋門、排水機場など河川管理施設の確実な機能発揮のための体制を構築。

きめ細かでリアルタイムな雨量・水位情報及び画像情報を収集、把握。

IT機器等を活用し、臨場感があり、分かり易い情報を国民へ提供。

都道府県、市町村、水防団体等との連携による情報提供

- ・ 水防警報の実施
- ・ 水位予測の実施
- ・ 洪水予報の実施
- ・ 出水状況の把握、情報提供

河川管理施設の確実な操作

「琵琶湖」の水位は洗堰の操作が要

瀬田川洗堰の操作

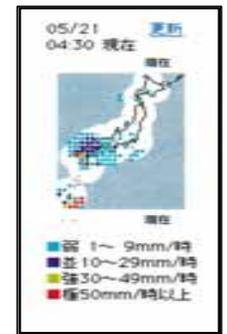
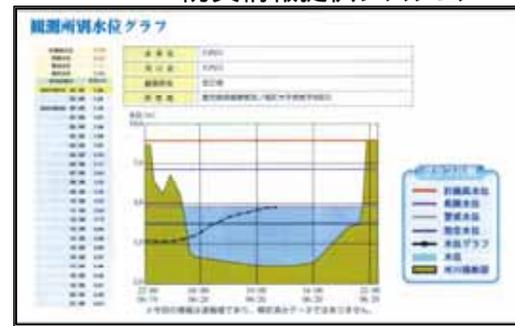


臨場感があり、分かり易い情報提供



防災情報提供システム

携帯電話による情報提供



6 . 災害発生時の緊急対応

災害発生時、被害を最小化するため、河川管理者と関係機関との連携による緊急対応・活動。
 災害情報の速やかな把握と的確な緊急対応の危機管理体制を構築。
 緊急対応のための資機材の確保、関係機関との協力体制を構築。

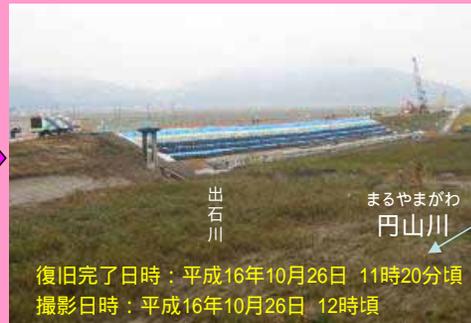
国管理河川における破堤箇所の復旧状況

国管理河川における地震による被災箇所の復旧状況

破堤状況(円山川:兵庫県豊岡市)



緊急復旧状況



本格的な復旧状況

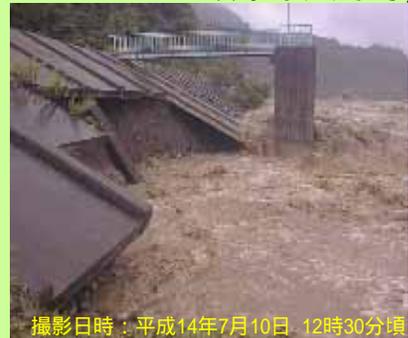


堤防崩壊状況 (新潟中越地震:信濃川(長岡市))



国管理河川における被災箇所の復旧状況

被災状況(揖斐川支川根尾川 :岐阜県大野町)

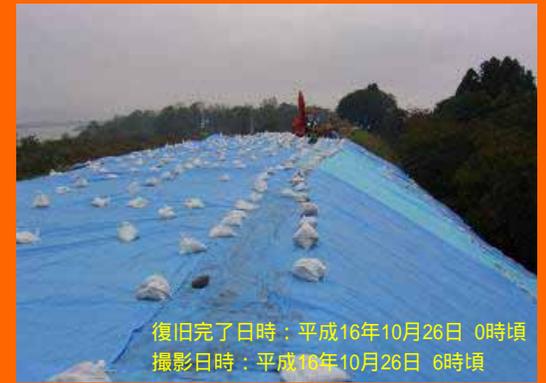


緊急維持
対応

緊急維持作業状況



緊急維持対策概成



7. 水防団による水防活動及びその支援

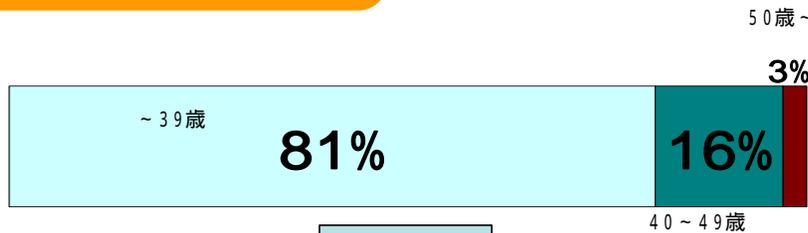
地元関係市町村職員や住民を中心として構成される水防団。

被害の最小化に向けて、水防団による水防活動を排水ポンプ車等資機材を用いて支援。

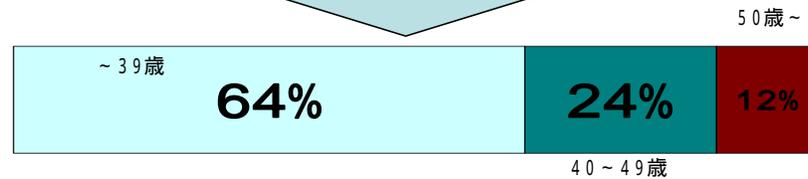
水防団員の減少・高齢化などに対し、共助体制を整え、地域防災力の再構築が必要。

水防団の年齢構成の変化

S48・団体数 : 3,185
 ・団員数 : 1,167,154
 ・年齢別構成(S50):



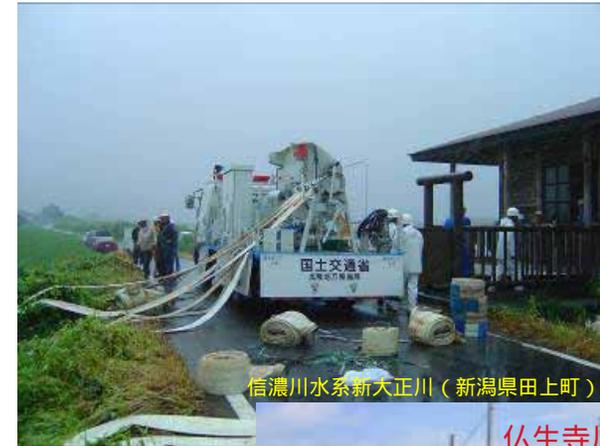
H15・団体数 : 3,204
 ・団員数 : 940,444
 ・年齢別構成(H14):



水防団員の減少と高齢化の進展

河川局資料

排水ポンプ車による内水排除の支援



信濃川水系新大正川 (新潟県田上町)



二級河川信生寺川 (富山県氷見市)

堤防漏水箇所での対策状況

堤防漏水の事例



吉野川での釜段工法による水防活動 (徳島県石井町)



那賀川での月輪工法による水防活動 (徳島県羽ノ浦町)



8 . 災害発生時の緊急対応（広域的な支援）

各地で発生する災害に対して、被害を最小化するため、広域的な支援体制を構築。
災害対策用資機材の計画的、効率的な配備と関係機関との的確な連携体制を構築。
災害情報システムの多重化による必要な情報の収集・提供体制のリダンダンシーを確保。

排水ポンプ車



215台



対策本部車



51台

災害対策用ヘリコプター



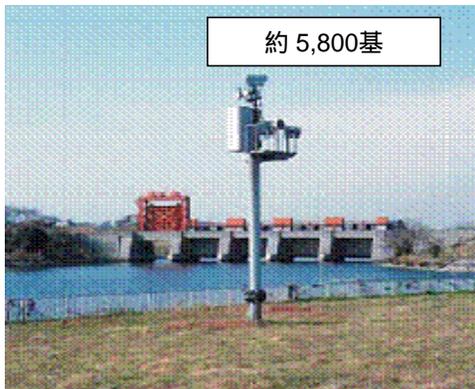
7機

照明車



155台

CCTVカメラ



約 5,800基

衛星通信車



53台

小型画像伝送装置



327台

画像伝送



可搬型受信装置

衛星通信車



地方整備局・事務所



防災センター



本省



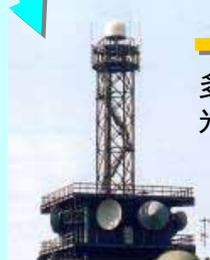
首相官邸



地方自治体



多重無線回線・
光ファイバー



固定型受信装置
(無線中継所)

テレビカメラによる映像



台数はH17.3末現在
(CCTVは、H16.9現在)

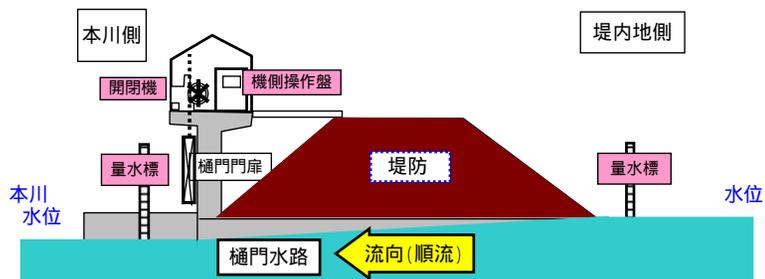
9. 河川管理施設の操作

水門・樋門等の人為的操作により、治水機能を発揮する河川管理施設が多数存在。

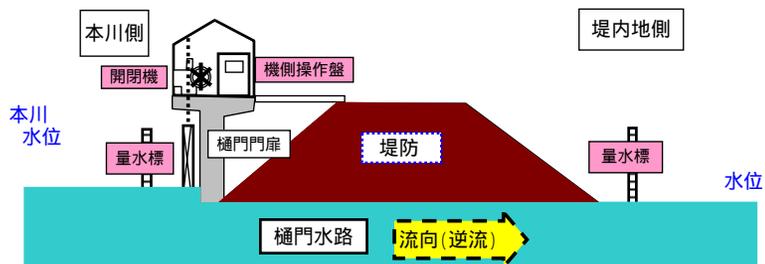
これらの施設は操作規則等に基づく的確な運用を実施。

近年、出水時の浸水被害の発生について、樋門等の操作が問われるケースがある。

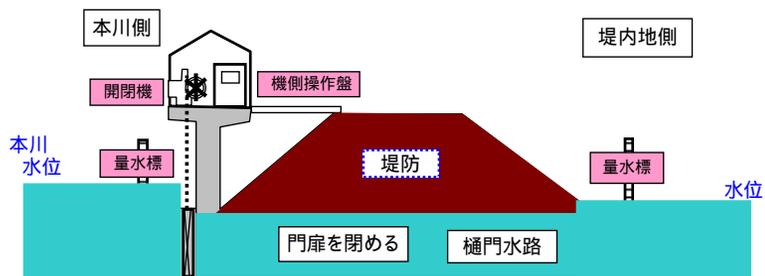
樋門等操作の概要



支川(内水河川)は、平常時、本川の水位より高いため、本川に流れ込みます。門扉も通常開いています。量水標とは、その地点の水位を目測するために設置した水位標です。



本川の水位が支川(内水河川)の水位より高くなると、市街地側に逆流します。



本川水位が市街地側の水位より高くなった場合、逆流防止のため閉扉します。



樋管



樋門

目視による内水位・外水位、流向の把握



(大淀川)



(千曲川)

内水による浸水状況



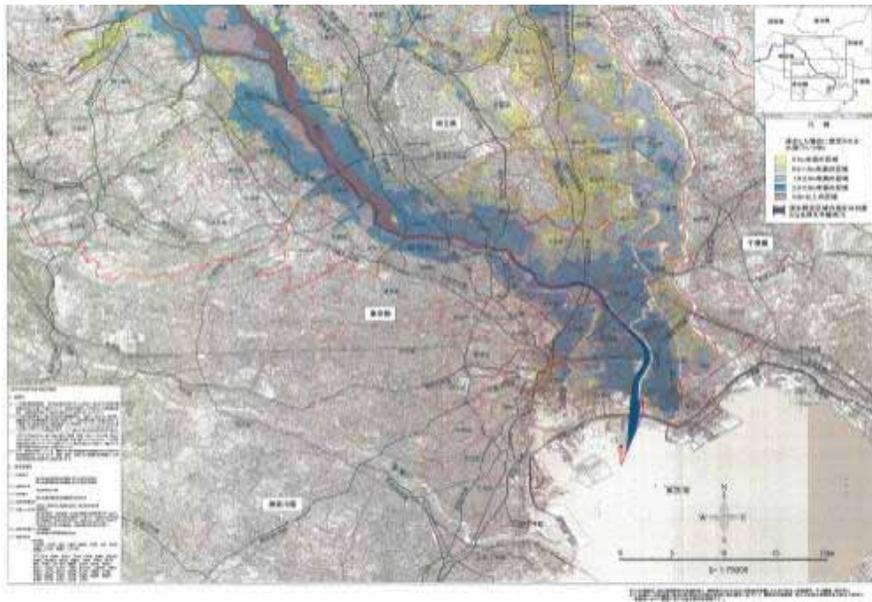
10. 確実かつ円滑な避難の確保のための取り組み

災害時、関係住民の確実かつ円滑な避難ができるよう、様々な取り組みを実施。

的確に住民が避難ができ、自治体が防災活動を行えるよう、浸水想定区域図等防災情報を提供。

地域ぐるみの防災教育の支援など、自助、共助、公助のバランスのとれた地域防災力の再構築が必要。

浸水想定区域図の作成及び提供



洪水ハザードマップの作成支援



出前講座による防災教育

全河川事務所に災害情報普及支援室を設置し防災情報の普及を支援

防災ステーションでの水防訓練



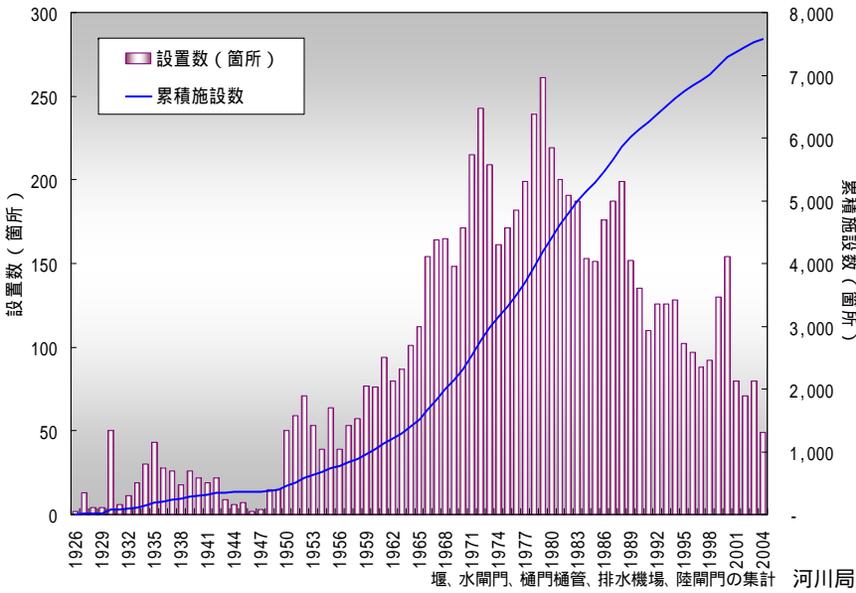
11. ストックの適正な維持管理（堰、排水機場、水門等の構造物）

河川管理施設（堰、樋門、排水機場等）の増加と老朽化の進行。

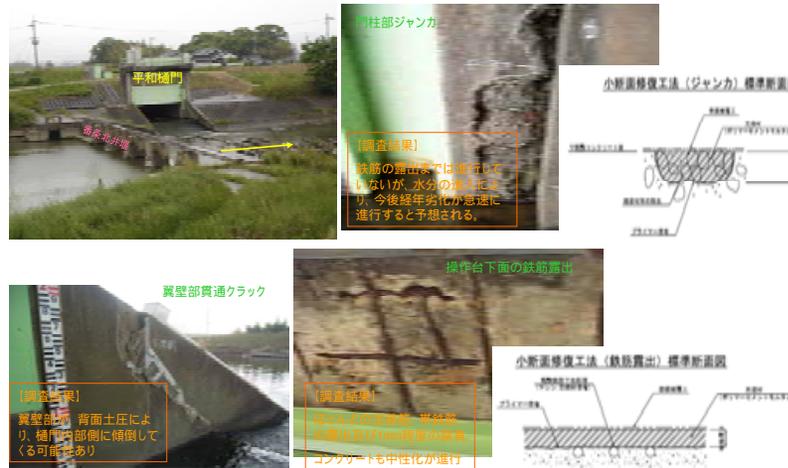
老朽化した施設の計画的・効率的な修繕補修(長寿命化)等の実施が必要。

河川管理施設の機能の監視・評価及び適切な改善による確実な機能の確保・維持が必要。

河川管理施設数の推移 国管理河川データによる



老朽化した樋門(S46年完成)
大和川水系佐保川、奈良県大和郡山市



S18年完成:江戸川区



S32年完成:千葉県市川市



施設の損傷状況(S40年完成)
狩野川放水路(沼津市・伊豆の国市)



新潟大堰が受ける波浪(S46年完成:新潟市)



繰り返し衝撃で
戸当り部及び
コンクリート損傷



排水機場全景



ポンプ羽車劣化の状況



筑後川 江口排水機場
(S33年完成)佐賀県みやき町



機場内部



12. ストックの適正な維持管理（ダム）

ダム等の整備水準の進捗による治水・利水機能の発現とゲート等のダム管理施設の計画的な更新の必要性。
 崩壊しやすい地質条件の地域のダムにおいては、想定を上回る速度で土砂の堆積が進行。
 ダム管理施設の機能の監視・評価及び適切な改善による確実な機能の確保・維持が必要。

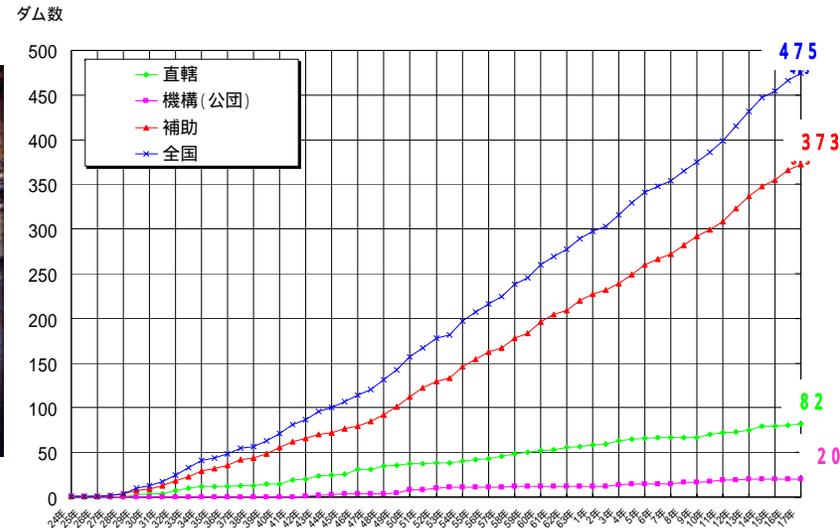
ダム施設全景（土師ダム）



ダムへの堆砂土砂の撤去状況



管理ダム数の推移 国土交通省所管ダム



河川局資料

放流設備の老朽化状況



放流管からの漏水状況



取水設備の発錆状況

ダム管理用制御処理設備の計画的な更新



データの欠測・表示不良・誤表示等の不具合が発生

現在も8インチフロッピーディスクを使用

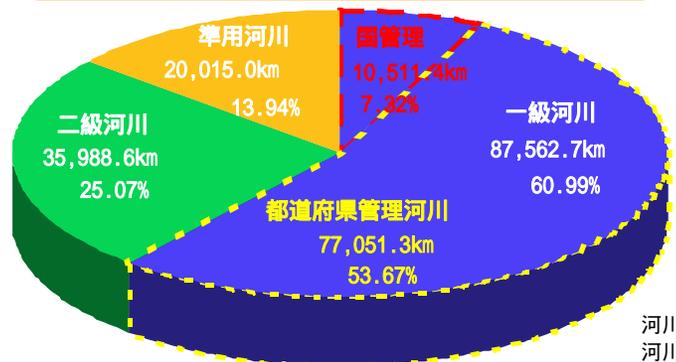


13. ストックの適正な維持管理（管理延長の長い堤防）

法河川の延長は、約14万4千 km（地球の全周約4万kmの3倍以上）、国管理河川と都道府県管理河川などに区分
堤防は、安全・安心な生活や社会活動を実現・維持する生命線であり、地域の自然・社会環境，周辺の土地利用
に即してその形態は多様。

地域特性に即した効果的・効率的な堤防管理が必要。

法河川指定延長



河川便覧2004により
河川局作成

ふるさとの川整備事業 (山形県泉田川)



多自然型川づくりによる改修 (福岡県撥川)



バリアフリーの施設整備 (千葉県江戸川)



親水護岸 (広島県太田川)



水辺プラザ (宮城県旧北上川)



桜づつみモデル事業 (新潟県信濃川)



高規格堤防 (大阪府淀川)



14. ストックの適正な維持管理（堤防点検・施設点検）

堤防については、日常巡視と出水期前点検，出水後点検を実施し、変状を把握。

樋門・樋管・排水機場等の施設については、月点検，年点検により、変状や動作異常を把握。

特に昨年、破堤等の災害をうけ、堤防等の緊急点検を行い、要対策箇所について、補修等の対策を実施。

堤防の点検状況

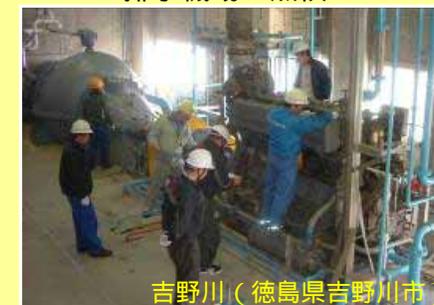


樋門・水門等施設の点検

樋管の点検状況



排水機場の点検



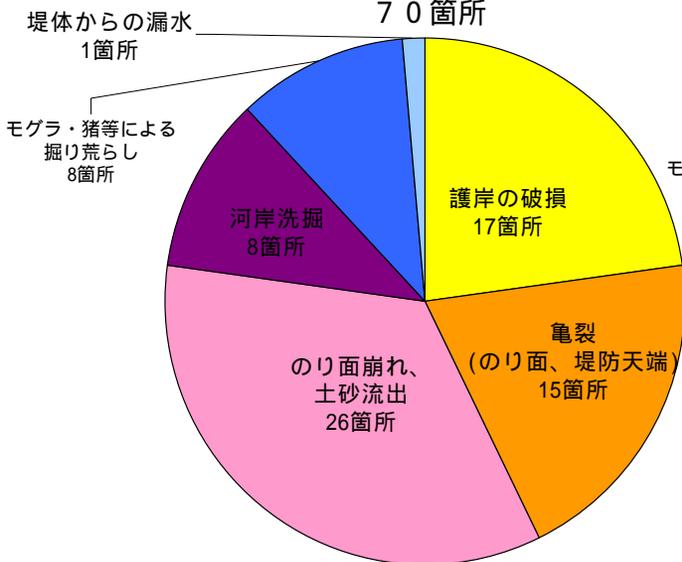
水門の点検



堤防等の河川管理施設の緊急点検結果（平成17年8月）河川局資料

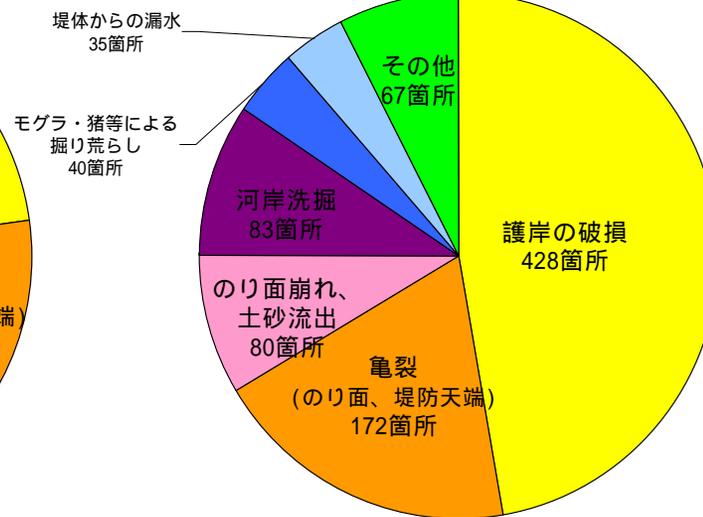
国管理区間の要対策箇所

70箇所



都道府県管理区間の要対策箇所

905箇所



15. 日常管理（『見つける』）

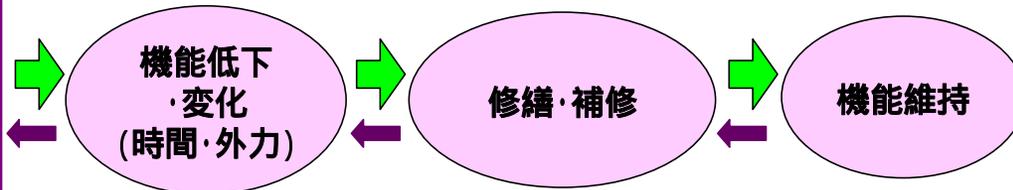
河川は、絶えず変化する自然と人工的な施設から成る複合体。

河川の健全性を実現・維持するためには、きめ細やかで継続的な手当て(ケア)が必要。

絶え間ない河川巡視は、河川管理施設の品質確保, 的確な処方箋の第一歩。

見つける
(巡視、点検、
調査、分析)

堤防や施設の管理、利用者の安全管理など



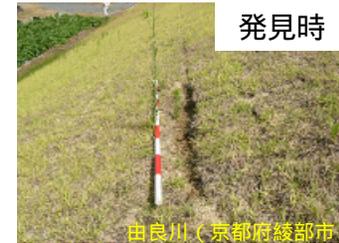
通常巡視

河川管理施設・許可工作物の状況把握
不法占用、不法使用者への指示・警告
水面監視、河川敷利用状況等の把握



河道の状態、ゴミ投棄、ホームレス対応、水質管理など

堤防の損傷(法面崩れ)



発見時

由良川(京都府綾部市)



補修後

河川敷の利用状況把握

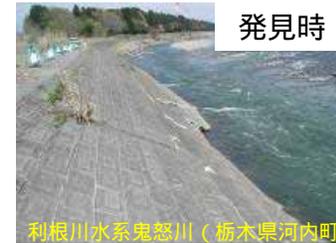


土地形状に対する監視



河川区域内の違法な盛土

護岸の損傷(洗掘)



発見時

利根川水系鬼怒川(栃木県河内町)



補修後

ゴミの不法投棄の監視



水質監視と水質事故対応



注) ⇨: 河川管理行為の流れ、⇩: 河川管理基準の取りまとめに係る論理の流れ

パトロールによる通常巡視

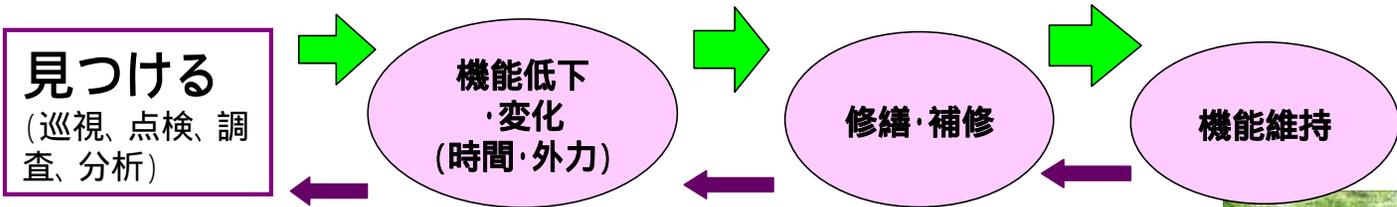


船舶による巡視



16 . 日常管理（堤防巡視の例）

365日、春夏秋冬絶えず変化する自然と協調しながら、堤防の健全性を診断。
生態系等自然環境や河川利用等、多様な要因により、堤防は機能低下する。
管理延長の長い堤防の健全性を診断するため、効果的・効率的な堤防巡視が必要。



堤防の除草作業

除草することにより、堤防の状態を監視しやすくするとともに、表面に根が張り、流水及び降雨の浸食に強い良好な状態に保つ。



河川利用者による法面の損傷



階段等の設置



河川管理用道路のわだち補修



舗装し、ライフサイクルコスト縮減



陥没箇所、法崩れの発見



動物の巣穴(キタキツネ)



モグラの穴



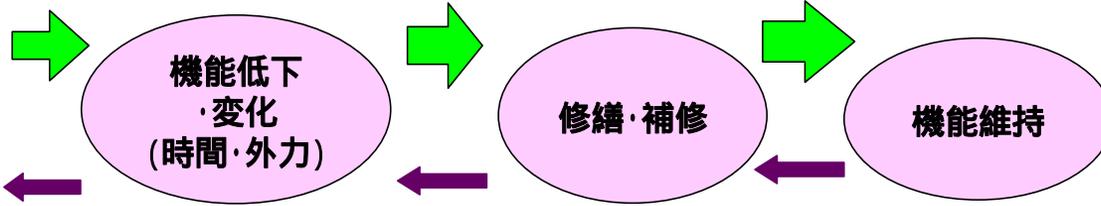
17. 日常管理（護岸等の巡視の例）

護岸は、河岸及び堤防を保護して水害を防ぐ根幹的な施設。

護岸は、洪水や地震等絶えず様々な外力を受けるので、重要な巡視対象の一つ。

護岸の安全性の監視・評価、及び機動的な改善による確実な機能・維持が必要。

見つける
(巡視、点検、調査、分析)



防護柵の補修



護岸の経年劣化



護岸の損傷



防護柵の損傷



劣化した護岸の補修



河床低下による護岸の根固め損傷



18 . 日常管理 (マクロな河道の巡視の例)

河道内の土砂等の堆積は、洪水の安全な流下や水門等の機能に影響。

河道内の樹木等の著しい繁茂は、洪水の安全な流下への影響の他、偏流を助長し施設の被害にも影響。

河床の変化、植生の変化など、河道の状態を的確に把握・評価し、機動的な改善等必要な措置が必要。

見つける

(巡視、点検、調査、分析)

状態変化

評価

機動的な改善

中州に繁茂した樹林 (渡良瀬川)

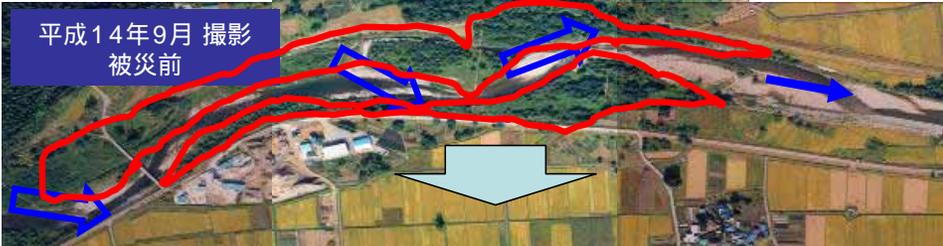


河道内に繁茂した樹林 (太田川)



中州に繁茂した樹林

災 (雄物川)



平成16年10月撮影被災後



排水樋管の堆積土砂撤去



砂利等の堆積による流下能力低下



鳥類の糞による景観の変化 (吉井川)



河口部の閉塞状況 (物部川)



19 . 河川調査等基礎情報の蓄積・評価及び点検

洪水, 地震時等いつでも日々多様に変化する河川(自然公物)の健全性(流下能力等)を維持するため、絶え間ない管理行為の実施。

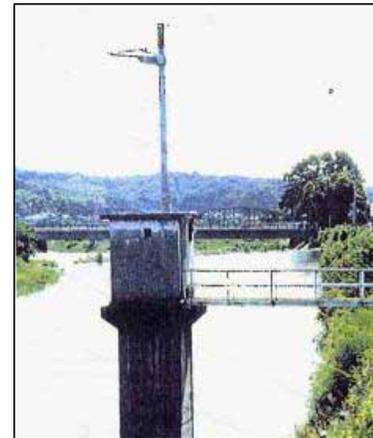
計画的かつ効果的な河川整備(計画)の前提となる基礎資料の収集・備蓄。

河川特性に即した効果的・効率的な取り組みによる基礎データの備蓄・評価及び点検が必要。

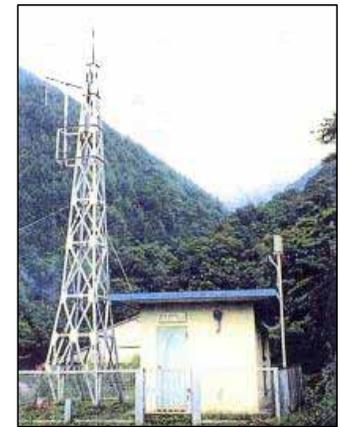
河川の流量観測



水位の観測



雨量の観測



定期横断測量



水位計テレメータ数の比較

水位計テレメータ数
管理延長(H16.4.30)

国管理河川	10,511km	1,602箇所
都道府県管理河川	113,040km	3,106箇所

堤防の調査(ボーリング)



樋管の連通試験



電気設備の定期的な点検



機械設備の定期的な点検



故障は地域への影響大



排水機場

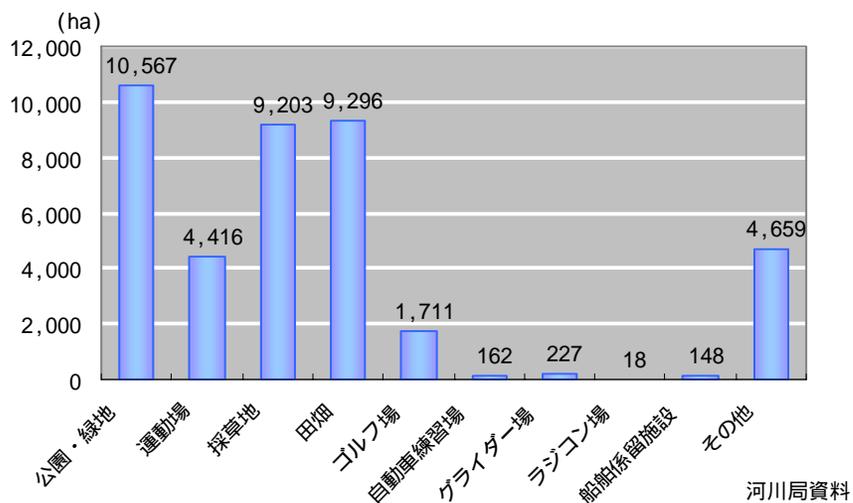
20 . 河川区域内の利用状況と安全確保

散策や水遊びなど、水と緑のふれあいの場として、水辺への期待が大きい。

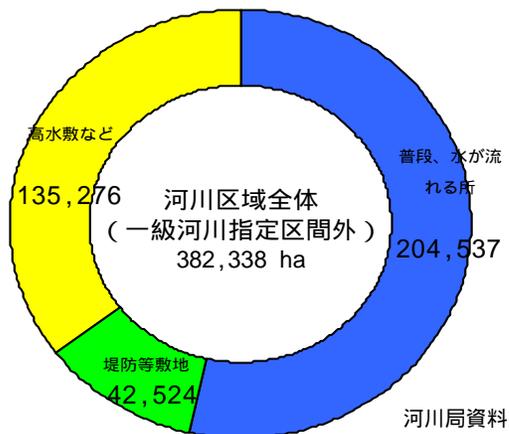
河川本来の水辺の特性を活かした学習の場である、「水辺の楽校」として子供たちも活用。

一方、河川敷内でのゴルフ練習やバイク通行など、一般公衆の利用の妨げとなる危険行為への対応。

一級河川の河川区域内国有地占用状況



一級河川指定区間外の河川区域内面積



水辺に集う人々



水辺のオープンカフェ(社会実験)
太田川水系京橋川

子供たちによる堤防法面の利用



河川敷道路のバイク通行者への指導(荒川)



カーヌーによる水面利用



河川敷内でのゴルフ練習者への指導(荒川)



水辺の学習空間「水辺の楽校」

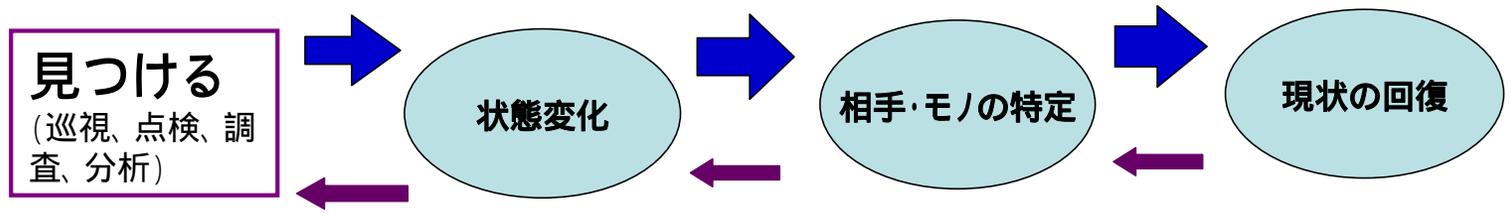


21. 河川管理上支障となる行為への対応

河川区域内への不法投棄の増加。

大規模出水時等による流木や塵芥などの河川区域内への漂着。

不法行為に対する厳正な対応と河川美化に向けた啓発及び地域等との連携強化が必要。



車両進入防止柵の設置



河川区域内への不法投棄



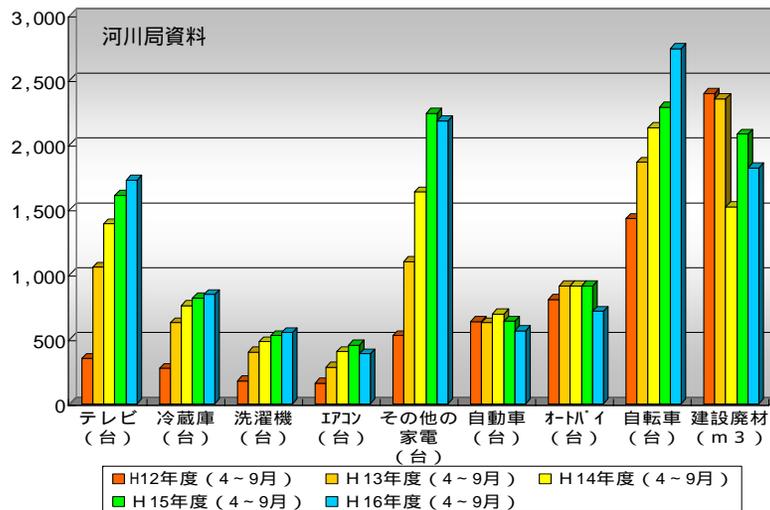
啓発・警告標識設置



河川区域内の野火の発生



国管理河川における不法投棄の経年変化



洪水により河岸に漂着したゴミ(富士川)



洪水により護岸に漂着したゴミ(淀川)



河川区域内の放置船舶(太田川)

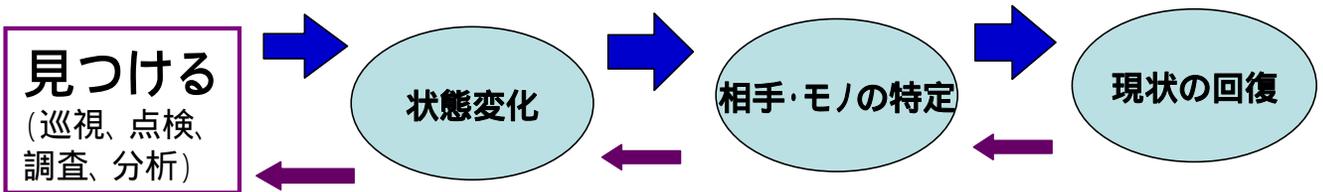


22. 河川管理上支障となる土地の占用及び工作物への対応

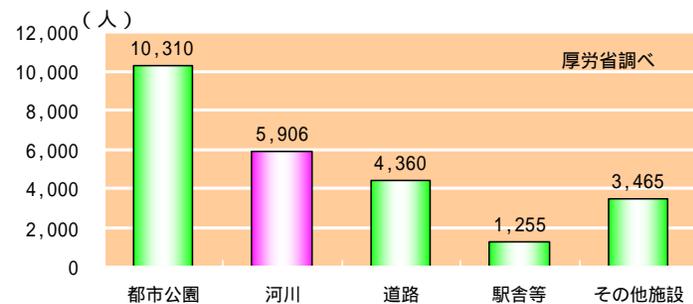
河川管理上の支障のみならず社会問題化する様々な土地の占用と工作物。

河川・地域特性を考慮し、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、地域との連携が必要。

不法行為に対する厳正な対処。施設関係機関との連携による河川区域内のホームレス対策の強化。



平成15年のホームレス確認数



河川区域内の不法農園と警告看板 (荒川)



不法防球ネットの設置 (多摩川)



ホームレスの住居とゴミの持ち込み



不法な占用及び栈橋設置 (多摩川)



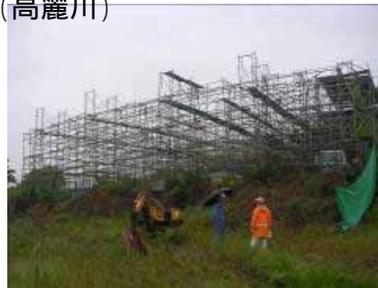
釣り用栈橋の設置 (荒川)



河川区域内に設置された小屋



河川区域内民地上の不法工作物 (高麗川)

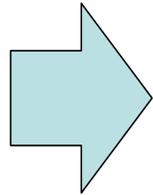


24. 河川環境（水量、水質、動植物等）

河川を生息生育の場とする動植物等に配慮した良好な河川環境の保全、創出。
流水の清潔（水量、水質）の保持のための監視、水質事故等への迅速、的確な対応。
関係機関等との連携による、河川における侵略的外来種への対策。（特定外来種法の施行）

発電減水区間の水環境改善

発電による減水の状況（信濃川）



ダム放流により22.7m³/sを増加



アユの産卵場となっている瀬



水質自動監視装置（信濃川）



小中学生等の水生生物水質調査



アレチウリの除去作業



安茂里地先アレチウリ駆除状況



アユの産卵状況



砂礫に産卵されたアユの卵

水質事故対応

オイルフェンス・オイルマットによる油の吸着



清掃船による清掃作業（鶴見川）



ホテイアオイ除去作業
（紀ノ川：和歌山市）



25 . 市民団体等との連携

地域住民の積極的な参画による清掃・美化活動、河川管理施設の安全点検。
 河川愛護モニター制度やアドプト制度を活用した、良好な河川空間の監視、啓発。
 地域の財産としての河川への愛着、見守り。

ボランティア・サポートプログラムの活用
 住民 + 自治体 + 河川管理者の協働作業

NPOと連携して作成したゴミマップによる
 啓発活動(最上川)

住民参加による清掃活動



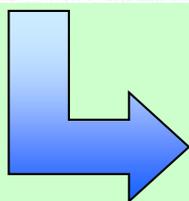
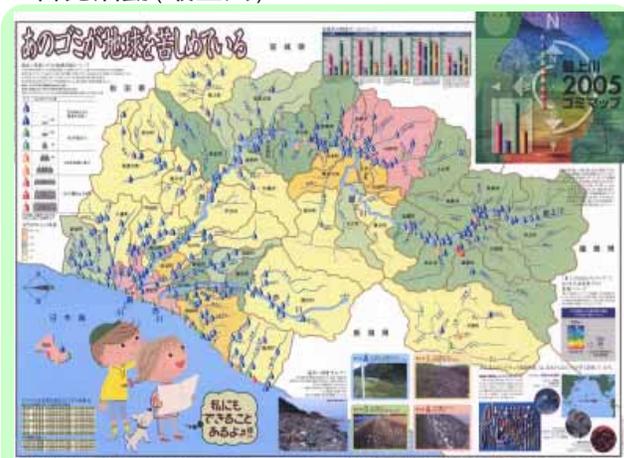
病院前の親水空間創出(神通川)



学習空間の創出



ソリ遊び



アドプトプログラムによる住民参加
 (重信川)



地域住民が参加した施設の安全点検
 (重信川)



河川愛護モニター会議(吉野川)



ボランティア団体が参加した清掃活動



住民参加による水草の除去作業



26 . 主な水害訴訟の概要(1)

訴訟名	訴えの概要	判決の概要
大東水害訴訟	昭和57年7月の豪雨により、一級河川谷田川、用排水路が溢水し、住宅の床上浸水被害について国家賠償法第二条により損害賠償を求めた事案	<p>地裁・高裁判決 谷田川の未改修部分に客観的な安全性の欠如があり、それが物理的、社会的にやむを得なかったものとは認められないとして、管理瑕疵を肯定。</p> <p>最高裁判決 管理瑕疵の判断基準を「過去の水害の規模、降雨状況等自然条件、土地の利用状況等社会的条件、改修を要する緊急性の有無等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えているかどうか」とし、原審に差し戻し。</p> <p>大阪高裁・最高裁差し戻し判決 最高裁の判決を踏まえ、谷田川等の改修計画並びにその状況に特に不合理な点は認められず、同川未改修部分につき早期の改修工事を施工しなければならないと認めるべき特段の事情はないとし、管理瑕疵を否定。</p>
加治川水害訴訟	昭和41年の洪水により破堤したため、応急的に仮堤防を築造したが、翌年の豪雨により、当該仮堤防と前年破堤し復旧した地区の本堤防が破堤した。これにより被害を受けた者が、国家賠償法二条により損害賠償を求めた事案	<p>地裁判決 仮堤防としては、旧堤防と同程度の堤高があれば安全性において問題はないとし、管理瑕疵を否定した。しかし、本堤防については、後背地の重要性、改修工事完成に至るまでの過渡的安全性を考慮すると、コンクリート張りをしなかった点に瑕疵があるとされた。</p> <p>高裁判決 仮堤防については、地裁判決同様管理瑕疵を否定した。本堤防については、コンクリート張りをされていなくとも管理瑕疵は無いが、河川管理者が水防関係者に対し、余裕高部分の防護対策に関する指導、助言をしなかった点に瑕疵があるとされた。</p> <p>最高裁判決（仮堤防の管理瑕疵について原告上告） 仮堤防については、地裁・高裁判決同様管理瑕疵を否定。</p>

27. 主な水害訴訟の概要(2)

訴訟名	訴えの概要	判決の概要
多摩川水害訴訟	昭和49年9月の台風の影響による豪雨により、多摩川（一級河川）において、川崎市が管理する宿河原堰（灌漑用水取水堰）左岸下流取り付け部護岸が破壊されたのを発端に、迂回流が生じたために高水敷が浸食され、家屋流失の被害を受けた者が、国家賠償法二条により損害賠償を求めた事案	<p>地裁判決 河川において通常有すべき安全性とは、許可工作物である当該堰も含めた、河川全体として、通常予測される洪水に対しては安全な構造を備えるべきであり、本件における宿河原堰左岸付近は通常備えるべき安全性を欠いているとし、管理瑕疵を肯定。</p> <p>高裁判決 大東水害最高裁判決の管理瑕疵基準は、許可工作物である宿河原堰にも適用されるとし、同堰や取り付け部護岸の改修工事を実施しない場合において災害発生の予見は困難であったとして管理瑕疵を否定。</p> <p>最高裁判決 許可工作物（宿河原堰）とこれに接続する河川管理施設（取り付け部護岸等）の改修・整備に関しては、財政的、技術的及び社会的制約は、河川流域全体の河川管理施設を改修・整備する場合に比べ相当小さいと考えるべきである。本件河川の有すべき安全性については、この考え方に基づき、具体的事象に即して審理すべきであるとして原判決を破棄し、高裁に差し戻し。</p> <p>高裁差し戻し判決 宿河原堰や取り付け部護岸等は、本件災害時においては、当時の一般的技術水準からみて十分な構造ではなく、また、遅くとも昭和46年には災害発生の予測は可能であったこと、当時の技術的水準、財政的・社会的見地からみても災害を回避する措置を講じることは可能であったとして、管理瑕疵を肯定。</p>
長良川水害訴訟	昭和51年9月の台風の影響による豪雨により、一級河川長良川堤防が決壊し、住宅・農作物に被害を受けた者が、国家賠償法二条により損害賠償を求めた事案	<p>地裁判決 ・安八地区判決：管理瑕疵肯定 ・墨俣地区判決：大東水害最高裁判決の管理瑕疵基準に基づき判断し、管理瑕疵を否定。</p> <p>高裁・最高裁判決 大東水害最高裁判決の管理瑕疵基準に基づき、堤防の改修の基本となった木曽川上流域改修計画時には特別不合理な点はなく、また、破堤箇所地盤の問題が破堤の原因であったとしても、特段の措置を講じないことが河川管理の瑕疵に当たるとはいえないとして、管理瑕疵を否定した。</p>

28. 【参考】管理対象としての河川特性

類型	河川・海浜等	道路・公園等	家電、自動車等
法的性格	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用物(直接に一般の自由な使用に供される) ・自然公物(自然の状態で既に公共の用に供される実態を備えている) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用物(直接に一般の自由な使用に供される) ・人工公物(人工的に手を加えて公共用物としての実態を備えた後、供用開始行為により公物となる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公物ではなく、私物である。
実態上の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・それ自体は自然状態であるが、関連する個別の管理施設(水門等)は経年的に劣化し、更新・補修が必要である。 ・それ自体は自然状態であるため、状態管理はある程度可能だが、精度管理の対象とはなりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状態が経年的に劣化するため、更新、補修等による状態管理が必要である。 ・管理精度は、施設の特性によるが、数センチ～数十センチが一般的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状態が経年的に劣化し、償却資産として一定期間の後に廃棄・再利用される。 ・管理精度は、製品及び構成する部品により異なるが、数ミリからマイクロ、ナノといった高精度管理のものも多い。
管理上の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・それ自体は自然状態であるため、気象・水象により大きく変化し、管理者による管理施設の状態の維持が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工物であることから、安全な状態を維持することが管理者の責任として明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造者、使用者による品質管理、性能管理が前提であることから、製造者、使用者の責任が明確である。

29. 【参考】危機管理にかかわる関連法

類型	水防法	災害対策基本法	国民保護法 (武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)
法目的	洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持する	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資する	武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性にかんがみ、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、国全体としての万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する。
国の責務	国土交通大臣が行うべき事項は個々に規定されているが、明示的な国の責務規定はない。	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能の全てをあげて防災に関し万全の措置を講ずる。 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の推進とその総合調整を行い、及び災害に係る経費負担の適正化を図る。	国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備する。
地方公共団体の責務	市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。	当該地方公共団体の地域並びに当該地方公共団体の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該地方公共団体の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する。	国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する。
国民の責務	「居住者等の水防義務」として、「水防のためやむを得ない必要があるときは」水防に従事する義務を規定している。	自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。	国民の保護のための措置の実施に関し、協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。